

2月16日～3月15日

税の申告が始まります

今年も税の申告の季節がやってまいりました。所得税の確定申告と納税、町県民税（住民税）の申告は、いずれも2月16日から3月15日までです。この期間中、町では役場2階会議室において申告相談会場を開設します。日程については3ページのとおりですが、2月23日（火曜・祝日）に予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。なお、例年申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。新型コロナウイルス感染症防止の観点からも該当地区の相談日をご確認のうえ、早めの申告をお願いいたします。

所得税の申告

申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得などがある方で、所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて残額のある方。
- ② 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・ 給与の年収が2千万円を超える方
 - ・ 給与を1ヶ所から受けていて、給与所得以外の所得が20万円を超える方
 - ・ 給与の支払いを2ヶ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

所得税が還付される方

- ・ 給与所得者で次のような方は、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。
 - ・ 多額の医療費を支払った方
 - ・ 住宅ローンを利用して住宅を取得又は増改築等をした方
 - ・ 令和2年中に退職し、年末調整を受けていない方
- ※源泉徴収票・各種控除証明書・領収書などをお持ちください。

給与所得控除・公的年金等控除の変更

給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。

基礎控除の変更

控除額が10万円引き上げられ、38万円から48万円になります。

ひとり親控除が創設

婚姻履歴や性別にかかわらず一定の要件を満たす場合は、35万円を控除することができるとひとり親控除が創設されます。

譲渡所得の申告

令和2年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。なお、譲渡所得のある方（株式の譲渡や先物取引等含む）は、町での受付が出来ませんので、**佐原税務署**で申告をお願いします。

住宅ローンにより

住宅の新築・購入をした方

初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方は、最初の年は佐原税務署で申告をお願いします。

税務署での申告には

入場整理券が必要です

確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。※入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行は、「国税庁LINE公式アカウント」を「友だち追加」していただくことでご利用できます（日時指定の入場整理券を入手することが可能です）。

町県民税の申告

申告が必要な方

令和3年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。但し、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

【令和2年1月から12月までに次の所得があった方】

- ① 営業や農業などの事業所得
- ② 不動産・譲渡・一時・山林及び雑所得
- ③ 退職所得（特別徴収をしていない方）

【給与所得がある方で次のいずれかに該当する方】

- ① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先へご確認ください）
- ② 給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告をしない方
- ③ 給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）
- ④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

【所得がなかった方】

令和2年中に自分の所得がなく、町内居住者の扶養親族でない方は、「所得なし」として申告してください。国民健康保険や各種年金の審査、所得証明などの資料として必要になります。また、神崎町に住所がない方でも、実質上の生活の本拠地が神崎町にある方は申告が必要です。

申告に必要なもの

- ① 印鑑（シヤチハタは不可）
- ② 所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、帳簿書類など）
- ③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金等がある方は、その領収書や明細書・証明書など
- ④ 番号確認書類（個人番号カード・通知カードなど）と身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）

農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出しますので、作成した帳簿等をご持参ください。帳簿を作成されていない方や帳簿等に不備や不明瞭な点がある方は、町での受付はできませんのでご了承ください。

障害者手帳等をお持ちでない場合も障害者控除が受けられます

障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除を受けることができます。認定を受けたときに「障害者控除対象者認定書」が交付されますので、申告の際にご持参ください。詳しくは神崎町保健福祉課（☎1603）までお問い合わせください。

医療費控除を受けるための手続き

確定申告を提出する際に「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。医療費の領収書について、確定申告書へ添付又は確定申告書を提出する際の提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、税務署から医療費の領収書の提示又は提出を求める場合があります。

令和2年分 所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日（火）	四季の丘	四季の丘	役場2階第2会議室
2月17日（水）	成城台・藤の台	武田・新	
2月18日（木）	武田・新	神崎神宿	
2月22日（月）	神崎神宿	神崎本宿	
2月23日（火）	全地区（予約制）	全地区（予約制）	
2月24日（水）	神崎本宿	毛成	
2月25日（木）	毛成・神崎本宿	古原	
3月1日（月）	古原	郡	
3月2日（火）	郡	大貫・立野	
3月3日（水）	大貫・立野	植房	
3月4日（木）	植房	小松	
3月8日（月）	小松	並木	
3月9日（火）	並木	今・高谷・松崎・向野	
3月10日（水）	神崎神宿	成城台・藤の台	
3月11日（木）	全地区	全地区	
3月12日（金）	全地区	全地区	
3月15日（月）	全地区	全地区	

◎受付時間【午前の部】午前9時～11時
【午後の部】午後1時30分～4時（2月23日◎は午後3時まで）
但し、当日の混雑状況により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いいたします。
◎2月16日◎～3月10日◎は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が前後になる場合がありますので、予めご了承ください。
◎2月23日◎は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月19日◎午後5時までに神崎町役場町民課税務係へご連絡ください。
◎領収書等の集計をされていない場合は順番が後になりますので、ご了承ください。
◎青色申告決算書は、作成済みのもののみ受付します。必ず自書にて作成後、申告にお越しくください。